

「監護相当・生計費負担についての確認書」 提出要否フローチャート

大学生年代の子（※1）について、監護相当・生計費の負担（※2）がありますか。

はい

大学生年代の子を含めて、子を3人以上養育していますか。

いいえ
(または、大学生年代の子はない)

はい

×提出不要

新たに大学生年代の子について監護相当・生計費の負担が発生した場合は、手続きが必要となる場合があります。

はい

大学生年代の子は、学生（※3）ですか。

いいえ

大学生年代の子がその学校を卒業する時期（年月）は、その子が22歳になってから迎える最初の年末（3月）よりも後ですか。

はい

（注意）
申出時点で確定していない留年・留学等は考慮しないでください。

いいえ

○提出不要

大学生年代の子の監護相当・生計費の負担が無くなった場合や、子が学生でなくなった場合（確認書に記載した卒業予定時期よりも早く卒業した場合も含む）には、その時点で再度手続きが必要です。速やかに子育て健康課で手続きをしてください。

○提出必要

大学生年代の子が学校を卒業した後も継続して監護相当・生計費の負担がある場合や、大学生年代の子の監護相当・生計費の負担が無くなった場合や、子が学生でなくなった場合（確認書に記載した卒業予定よりも早く卒業した場合を含む）には、その時点で再度手続きが必要です。速やかに子育て健康課で手続きをしてください。

×提出不要

認定請求書の児童の兄姉等の欄には、大学生年代の子についても記載してください。
なお、第3子以降の出生などにより、子を3人以上養育することになった時には、新たに手続きが必要です。



※1 「大学生年代の子」とは、「児童の兄姉等」と同じ意味の言葉で、平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子をいい、大学に在学していない場合も含みます。

※2 「監護相当・生活費の負担」とは、大学生年代の子について監護に相当する日常生活の世話及び必要な保護をしている場合であって、受給者（父母等）の収入により日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合を言います。

※3 「学生」とは高校・大学・専門学校・短期大学・高等専門学校等に在籍している者をいいます。また、学生がアルバイトをしている場合には、学生に該当します。

- 個別の事情がある方など、不明な点がある場合は、子育て健康課まで問合せください。
- 大学生年代の子の状況に応じて、別途書類の提出を依頼することがあります。
- フローチャート上に記載した手続きのほか、大学生年代の子の住所が変わった場合等、確認書の内容に変更があった場合には、その時点で手続きが必要です。
- 手続きが遅れた場合、手当の支給が保留となることや、手当の返還をしていただくことがありますので、速やかに子育て健康課にて手続きをしてください。

大学生年代の子が有職者でなくなった（仕事を辞めた・学生になったなど）場合で、引き続き監護相当・生計費の負担がある場合や、監護相当・生計費の負担が無くなった場合には、その時点で再度手続きが必要です。速やかに子育て健康課で手続きをしてください。なお、毎年6月に、大学生年代の子の監護相当・生計費の負担についての確認のために現況届の提出が必要になります。

○提出必要

大学生年代の子が有職者や学生になった場合で、引き続き監護相当・生計費の負担がある場合や監護相当・生計費の負担が無くなった場合には、その時点で再度手続きが必要です。速やかに子育て健康課で手続きをしてください。
なお、毎年6月に、大学生年代の子の監護相当・生計費の負担についての確認のために現況届の提出が必要になります。

児童手当の改正に関することや、児童手当改正に伴う各種申請書類の確認は吉富町ホームページから。

こちらをチェック

